

令和7年度「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」に係る利子補給対象金融機関の公募について

本事業は、令和7年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前に
おいては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者と
することとします。

令和7年3月
経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部ガス市場整備室

令和 7 年度「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」に係る利子補給対象金融機関募集要
領

令和 7 年 3 月 3 1 日
経済産業省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部ガス市場整備室

経済産業省では、令和 7 年度「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」に係る利子補給対象金融機関を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年 8 月 2 7 日法律第 1 7 9 号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 1 0 . 9 5 % の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大 3 6 カ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 2 9 条から第 3 2 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

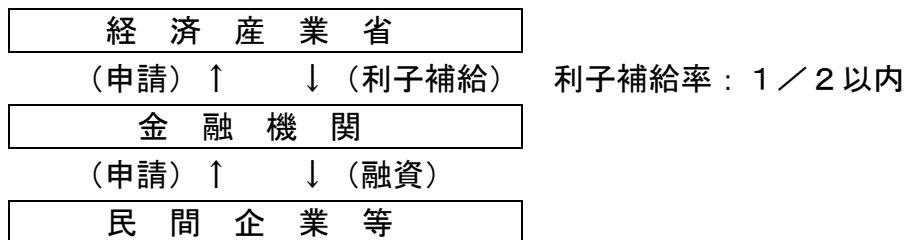
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

地方の都市ガス事業者が天然ガスを安定的に調達するために必要なパイプラインなどの設備投資に対する負担を軽減することによって、事業リスクの低減、低廉かつ安定した料金、安全性向上、パイプラインの設備による競争環境の整備等を実施し、利用者の利益増進を図ります。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

ガス事業者が天然ガスを受け入れるために必要な天然ガス受入基地設備、天然ガス輸送設備や、ガス事業者が天然ガスを供給するために必要な天然ガス出荷基地設備、天然ガス輸送設備等に対して民間金融機関が長期に固定金利での融資を行う場合、金融機関に対して予算の範囲内において利子補給金を交付します。

1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和8年3月31日

1-5. 応募資格

次の(1)から(5)までの全ての条件を満たすことのできる金融機関とします。

- (1) 当該利子補給金事業の遂行に必要な能力等を有していること。
- (2) 当該利子補給金事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 国が当該利子補給金事業を推進する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 令和7年度中に当該利子補給金の対象となる融資計画があること。
- (5) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

【2. 補助金交付の要件】

利子補給率は1／2以内、予算額は244百万円（令和7年度政府予算案）です。その他の詳細な要件等については別紙を御参照ください。なお、最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和7年3月31日（月）

締め切り日：令和7年4月21日（月）15時必着

※電子メールの場合、締め切り日の15時までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、締め切り日の15時必着

4-2. 説明会の開催

説明会は実施しないため。質問がある場合は、令和7年4月16日（水）15時00分までにメールで行うこと。

4-3. 応募書類

- ① 以下の書類を4-4.の提出先まで御提出ください。なお、郵送の場合には、それぞれ3部を一つの封筒に入れて御提出ください。

（1）申請書（様式1）

（2）提案書（様式自由）

①定款及び登記事項証明書

②直近の事業報告書及び収支決算書

③当該利子補給事業の対象となる融資の対象設備または類似事業に対する融資実績

④令和7年度に当該利子補給事業の対象となる融資の概要

（企業名、融資企業の所在地、業種、融資事業の内容、融資額、融資時期等）

※今後融資の実行を予定しているものに関しては、申請時点で見込まれる内容を記載すること。

※これまでに「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」の対象となっている融資に関しては、その旨が分かるように記載すること。

⑤事業の実施体制（補給金執行業務体制、与信判断・審査体制）

⑥会計検査、政策評価への対応体制

② 申請時・業務実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の実行費用は支給されません。

④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類は電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

＜電子メールの場合＞

「bz1-gas-yosan@meti.go.jp」宛

メールの件名（題名）を必ず「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金申請書申請書」としてください。

＜郵送等の場合＞

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

「令和7年度天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」担当あて

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現

地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めています。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

５－２．審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、「１－５．応募資格」を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「１．事業概要」の「１－５．応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ③ 提案内容が対象事業として掲げている設備の整備資金に係る融資となっているか。
- ④ 利子補給事業の対象となる融資が都市ガスの安定供給に寄与する内容となっているか。
- ⑤ 業務従事者が天然ガスをはじめとするエネルギー分野に関する知見を有しているか。

５－３．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【６．交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【７．対象事業】

天然ガス等の安定的な供給の確保を図ることを目的として、以下の天然ガス等設備の設置に必要な資金の貸付けを対象事業とする。

- ① ガス事業者（三大都市圏の１００万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者を除く。）に天然ガスを供給するために必要な設備
 - i 天然ガス出荷基地設備
 - ii 天然ガス輸送設備
- ② ガス事業者（三大都市圏の１００万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者を除く。）が天然ガスを受け入れるために必要な設備

- i 天然ガス受入基地設備
- ii 天然ガス輸送設備

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

担当：石塚

E-mail：bz1-gas-yosan@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

利子補給金事業の要件

(1) 利子補給金事業実施期間

交付決定日 ～令和8年3月31日

(2) 利子補給対象融資における対象設備及び要件

(対象設備)

- ① ガス事業者（三大都市圏の100万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者を除く。）に天然ガスを供給するために必要な設備
 - i 天然ガス出荷基地設備
 - ii 天然ガス輸送設備
- ② ガス事業者（三大都市圏の100万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者を除く。）が天然ガスを受け入れるために必要な設備
 - i 天然ガス受入基地設備
 - ii 天然ガス輸送設備

(要件)

一般の需要に応じて、以下のいずれかを満たすこと。

- ① 設備投資によって、100万m³以上の天然ガスの販売量の増加が見込まれる場合
- ② 分断された導管網を接続（相互接続）する場合
- ③ ガス事業者が供給するガス種を天然ガス（13A）に変更する場合

(3) 利子補給対象融資の条件

① 融資比率

対象事業の事業費に対する利子補給を行う融資の比率については、対象事業費の50%を上限とする。ただし、三大都市圏の100万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者は40%とする。

② 融資利率

固定金利

③ 償還期限

原則7年以上15年以内とする

④ 償還方法

6か月ごとの均等償還とする。ただし、4年以内の据置期間を認める。また、融資残額の一括又は一部繰り上げ償還することを妨げないものとする。

(4) 利子補給率

1／2以内

(様式 1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和 7 年度「天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金」
申請書

申請者	法人番号（＊）	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない
個人事業者等の場合には、記載不要。